



薬食血発第 1213001 号
平成 17 年 12 月 13 日

各都道府県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給の確保について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平成 17 年 6 月 29 日付け医政経発第 0629001 号、健感発第 0629001 号、薬食血発第 0629001 号医政局経済課長、健康局結核感染症課長、医薬食品局血液対策課長連名通知及び平成 17 年 9 月 22 日付け医政経発第 0922001 号、薬食血発第 0922001 号、医政局経済課長、健康局結核感染症課長、医薬食品局血液対策課長連名通知において、各都道府県におけるワクチンの供給体制及び市区町村との協力体制の確立を要請したところである。

今般、卸売販売業者よりワクチンの追加納入を受けられず、在庫不足となっている医療機関等（以下「在庫不足医療機関等」という。）から当職はもとより、製造業者等に対しても苦情が寄せられているとの報告を受けている。また、毎週インフルエンザワクチンの在庫状況一覧を送付しているところであるが、在庫状況からも全国的に少量となり始めてきていると確認できる。

については、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管しているワクチン不足時の融通用ワクチン（以下「融通用ワクチン」という。）の取扱いについて下記のとおりとするので、貴官下関係者に対してご指導方よろしくお願いしたい。

記

1. 融通用ワクチンについては、12月14日をもって原則製造業者等に対して解除し、供給を確実にすることとするが、解除後の供給依頼に対しての対応、年末時点で接種のスケジュールが遅い自治体等に対して融通の必要性が生じた場合等の対応のために、21.2万本（1mL換算）のワクチンを保管することとした。
2. 解除後についても、各都道府県内において、不足の状況が認められた場合。
 - (1) 当該都道府県は、在庫不足医療機関等に対して、卸売販売業者から未納在庫を優先的に供給するよう依頼するとともに、医療関係団体に対して、未納在庫の扱いについて傘下の会員に協力を求めるよう、速やかに要請すること。

(2) 当該都道府県は、(1)の対応のうえで、遅くとも12月20日までに、融通用ワクチンの供給を受けることが必要な不足本数を当職あて報告すること。

(3) なお、接種シーズン終盤まで、在庫ワクチンを抱えて返品することは、安定供給の妨げになるため状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討すること。

(3) 平成18年1月以降においても、貴管内への供給の必要性が認められる場合には、21.2万本の中からの供給を検討するので、当職まで連絡すること。